

事務連絡
令和2年4月9日

各学校施設利用団体
関係者各位様

北区役所
政策推進課長

緊急事態宣言の発令に伴う学校施設を使用する事業における行事等への
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（通知）

平素は、大阪市政・北区政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、今般の国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校施設を使用する事業について、令和2年4月6日付け事務連絡で、4月19日（日）まで実施を控えていただくよう、ご連絡をさせていただいたところです。

また、4月7日に、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことにより、大阪府下については、4月7日から5月6日までの期間、「外出の自粛」や「イベントの開催自粛」の要請がなされたところです。

つきましては、上記の措置を踏まえ、学校施設を使用する各事業（生涯学習ルーム事業・学校体育施設開放事業等）について、大阪府を対象とする緊急事態宣言発令期間（5月6日（水）まで）は引き続き実施を控えていただきますよう、運営団体への周知方をお願いいたします。

【参考文書】

- ① 「生涯学習ルーム事業及び『小学校区教育協議会－はぐくみネット－』事業等における4月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（通知）」（教育委員会事務局・令和2年4月7日付け事務連絡）
- ② 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく『緊急事態宣言』を受けた対応について」（教育長・こども青少年局長、令和2年4月8日付け教委校（幼）第4号・教委校（小）第4号・教委校（中）第5号・こ青第46号）

【問合せ先】
北区役所政策推進課（連携推進担当）
TEL：06-6313-9743 担当：芝田・西井